

別表 1

利用者負担額

利用時間	身体介護なし	身体介護あり
30分未満	102円	248円
30分以上1時間未満	191円	392円
1時間 以上1時間30分未満	267円	570円
1時間30分以上2時間 未満	335円	651円
2時間 以上2時間30分未満	403円	732円
2時間30分以上3時間 未満	471円	813円
3時間 以上3時間30分未満	539円	894円
3時間30分以上4時間 未満	607円	975円
4時間 以上4時間30分未満	675円	1,056円
4時間30分以上5時間 未満	743円	1,137円
5時間 以上5時間30分未満	811円	1,218円
5時間30分以上6時間 未満	879円	1,299円
6時間 以上6時間30分未満	947円	1,380円
6時間30分以上7時間 未満	1,015円	1,461円
7時間 以上7時間30分未満	1,083円	1,542円
7時間30分以上8時間 未満	1,151円	1,623円
8時間 以上8時間30分未満	1,219円	1,704円
8時間30分以上9時間 未満	1,287円	1,785円

備考

- 1 利用時間が9時間以上の場合の金額は、8時間30分以上9時間未満の場合の金額に利用時間30分を増すごとに「身体介護なし」については68円、「身体介護あり」については81円を加算した金額とする。
- 2 この表の「身体介護あり」の欄に定める金額が適用される者は、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）別表第1の認定調査項目中、歩行、排尿、排便又は移乗の項目が「支援が不要」以外に該当する者とする。
- 3 午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までの利用者負担額は、上記の金額にその25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 4 午後10時から翌日の午前6時までの利用者負担額は、上記の金額にその50パーセントに相当する額を加算した額とする。

別表 2

事業費単価

利 用 時 間	身体介護なし	身体介護あり
30分未満	1,020円	2,480円
30分以上1時間 未満	1,910円	3,920円
1時間以上1時間30分未満	2,670円	5,700円
1時間30分以上 2時間未満	3,350円	6,510円
2時間 以上2時間30分未満	4,030円	7,320円
2時間30分以上3時間 未満	4,710円	8,130円
3時間 以上3時間30分未満	5,390円	8,940円
3時間30分以上4時間 未満	6,070円	9,750円
4時間 以上4時間30分未満	6,750円	10,560円
4時間30分以上5時間 未満	7,430円	11,370円
5時間 以上5時間30分未満	8,110円	12,180円
5時間30分以上6時間 未満	8,790円	12,990円
6時間 以上6時間30分未満	9,470円	13,800円
6時間30分以上7時間 未満	10,150円	14,610円
7時間 以上7時間30分未満	10,830円	15,420円
7時間30分以上8時間 未満	11,510円	16,230円
8時間 以上8時間30分未満	12,190円	17,040円
8時間30分以上9時間 未満	12,870円	17,850円
<p>備考</p> <p>1 利用時間が9時間以上の場合の金額は、8時間30分以上9時間未満の場合の金額に利用時間30分を増すごとに「身体介護なし」については680円、「身体介護あり」については810円を加算した金額とする。</p> <p>2 この表の「身体介護あり」の欄に定める金額が適用される者は、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）別表第1の認定調査項目中、歩行、排尿、排便又は移乗の項目が「支援が不要」以外に該当する者とする。</p> <p>3 午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までの利用者負担額は、上記の金額にその25パーセントに相当する額を加算した額とする。</p> <p>4 午後10時から翌日の午前6時までの利用者負担額は、上記の金額にその50パーセントに相当する額を加算した額とする。</p>		

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当っては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行なわなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙はこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、または解除され後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい滅失及び、き損の防止)

第4 乙は、この契約における業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるように努めなければならない。

(事務従事者への周知)

第5 乙は、その事務に従事しているものに対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、この業務において知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は利用者等の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(資料の返還等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けたときは、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法による。

(事故発生時における連絡)

第8 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。